

事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 14 日

各務原市内の介護保険サービス事業所
及び有料老人ホーム等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

高齢者施設における新型コロナウイルス感染者発生時の検査体制について

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省及び岐阜県から事務連絡がありました。特に、高齢者施設等においては、下記添付文書内「2. 新型コロナウイルス感染者発生時等の行政検査」の「(2) 施設における検討等」に関わってくると考えられますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

記

1 添付文書

- ・介護保険最新情報 Vol.866

高齢者施設における新型コロナウイルス感染者発生時の検査体制について

担当	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 (大丸・山村)
電話番号	058-383-2067 (直通)
F A X	058-383-6365 (市代表)
E メール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp (課代表)